

平成27年度第2回 苫小牧市文化財保護審議会 会議概要

日 時：平成28年3月30日(水) 13:30 ～ 14:35
会 場：苫小牧市第2庁舎 1階会議室

出席委員 蓑島会長、蓼沼副会長、一谷委員、栗井委員、齋藤委員、鈴木委員、丹波委員、
日浦委員 計8名

欠席委員 坂田委員

教育委員会（事務局） 教育部 松浦部長

生涯学習課 鍛冶課長、千葉主任主事、今井主事

1 開会

2 会長挨拶 蓑島会長より

3 議事

(1) 平成27年度文化財保護事業の報告

(教育委員会から報告)

(2) 平成28年度文化財保護事業の予算について

(教育委員会から説明)

<主な質疑>

《予算について》

委 員：予算についてですが、文化財保存経費と文化芸術振興事業費に分かれています。文化芸術振興事業費には、文化芸術振興基金から収入があるのでしょうか。

事 務 局：いろいろな財源が入っていますが、主に基金を財源としています。また、文化財保存経費につきましては、静川遺跡の関係など一部補助金が交付されているものもありますが、交付金と一緒に入ってきますので、市費を財源とする形になります。

委 員：金融機関のマイナス金利の影響などで文化芸術振興計画の期間で文化芸術振興基金が底をつくということを聞きましたが、今後の基金残高の見通しを教えてくださいませんか。

事 務 局：現在、1億6千万ほど残高があります。さまざまな事業をするために基金の取り崩しをしていくことはありますが、基金を作る際に土地や建物の寄贈があり、その貸地料など財源として入ってくる部分もありますので、数年で使い切るといったことはありません。

事 務 局：収入については、文化事業を行う際に寄付を募り、最近では、ふるさと納税による収入もありますので、委員がご心配されているような数年で底を

つくという状況ではございません。

委員：わかりました。安心しました。

会長：27年度と比べても28年度においては、予算が増加しています。予算確保が厳しい中、ご尽力いただきありがとうございます。

委員：文化財保存経費と文化芸術振興事業費の収入がわかりにくいので、収入についても記載していただけるとわかりやすいです。

事務局：わかりました。今後は、一般財源、補助金、基金がそれぞれ収入のいくらを占めているかわかるような記載するようにします。

会長：縄文会の静川遺跡のくい打ちの保険料というのは、縄文会が会の事業として、くい打ちに関わっていきたいということにつけたものだと思いますが、今後もこのような形をとっていきますか。

事務局：そうです。

《市文化財と指定する年代について》

委員：苫小牧郷土文化研究会で作成している、市内の石碑についての冊子がありまして、その更新を考えております。その石碑にも大正や戦前のものも多くありますので、市文化財の指定の年代を第2次世界大戦終結ごろまでに指定することは良いことだと思います。また、一般の方が見られないような神社に祭られている御神体など文化的に価値があるものや市内の野外彫刻などを一覧にしてHPなどでアーカイブス形式にて公開し、簡単に見るようなことができれば、市民の文化財への関心も大きくなっていくのではないかと思います。そのようなことは可能でしょうか。

委員：このようなパンフレット（苫小牧の文化財）も電子化しHP上で見られるようにしていけたらと思いますが、これは電子化していますか。

事務局：このパンフレットは、PDFにし、生涯学習課のHPで公開しています。また、委員がおっしゃるとおり、他のものも公開するというのですが、議会においても御前水や戦争遺産についての質問があり、昨年後半から、美術博物館の学芸員などと、電子媒体がいいのか冊子がいいのか、市民の民さんにどういった形で出すことが最良なのか、また、お金の問題もありますので、予算化について検討しているところです。もう少しお時間をいただきたいと思います。

会長：北海道教育委員会では、専門の学芸員が何人もおり、かなり網羅的で充実したものを作っています。当市においても、このような取り組みをするのであれば、美術博物館と連携していく事になると思いますので、しっかり協議し、できるものからやってもらえればと思います。

委員：美術博物館にも優秀な学芸員が多く入っているようなので、うまく連携していってほしいですね。

会 長：市文化財の指定を第2次世界大戦終結頃までとすることですが、世界的にも、江戸時代など古いもののみを文化財とするというよりは、産業遺産や戦争遺産なども文化遺産とみなして保護をする動きがあり、国の基準もそれに準じているのだと思います。これについては、この場で方針を話し合っ
て、28年度以降に決めていくということで、今日は、あくまでも問題点の提示ということ
で理解してよいですか。

事 務 局：この審議会では、これから国の基準に準じてよいか審議していただきたい
と思います。

会 長：わかりました、共通理解はこの場で形成してよいということですね。そう
しましたら、このとおり国の基準に準じるということによろしいでしょ
うか。

(一同賛成)

委 員：市文化財の指定の流れについてですが、きっかけは、所有者の要望という
ことですが、市の側から住民へご意見を伺うようなアプローチがあるのか、
そのきっかけづくりというのは、どのようになっているのでしょうか。

事 務 局：基本的には、所有者の意向ということになりますので、市から働きかけと
いうのはしてはいませんが、地域住民からご要望がありましたら、所有者
に相談することになると思います。

委 員：指定できる時代が広がったことで、さまざまなものが出てくる可能性があ
りますが、どうやったら指定文化財に登録できるというのがわからないと
思いますので、このあたりが市民の方々にもっと浸透すれば、もっと多く
のものがでてくるのかと思います。

事 務 局：文化財について、文化財保護法の適応になりまして、指定することで、所
有者には、さまざまな制約がかかることになります。また、登録につきま
しても、多くの方に声を上げてもらうことは、大事なことだと思います。
しかし、その対象物が歴史的、学術的に価値のあるものかどうかの調査も
しなければいけませんので、周知の方法については、もう少し検討しなけ
ればいけないと考えております。

委 員：植苗貝塚についてですが、未指定ということではありますが、大事にされ
ているなど感じています。指定文化財になることでどのようなメリットが
あるのでしょうか。

事 務 局：指定したからといって、メリットがあるわけではありません。むしろ、所
有者の方が状態を維持しなくてはならないという制約がでてきます。

委 員：植苗貝塚の所有者は、誰ですか。

事 務 局：あそこは、市が所有している土地になります。

委 員：そうすると、指定する上での障害はないので、指定する価値があるかない
かということですね。

事務局：指定する価値についてですが、例えば静川遺跡については、環壕がありそこで祭りなどが行われていたのではないかと、学術的な価値があるので国の指定文化財になったとされています。植苗貝塚も、発見当時に指定文化財として、登録するかどうか議論されたと思いますが、市内にある、その他多数の縄文遺跡と同じものと判断されて、登録に至らなかったのかと思います。

委員：植苗貝塚は整備されていることから、文化財として指定してもしなくても扱いは変わらないのだということならば、私は、その他にある未指定の小さな規模の貝塚なども大切な史跡だと思います。そのような史跡も整備していけるのでしょうか。

事務局：植苗貝塚については、市が所有する土地ということもあり、整備し、市民のみなさんの生涯学習の材料となるようにと、整備されたのだと思います。

会長：国や市が指定することは、保護する面でも重要な意味のあることだとは思いますが、国指定よりも道指定が劣っているということではなく、また、未指定だから価値がないものだとは思いません。そのような史跡の価値というものの理解を、市民の皆さんにも共有して頂けたらと思います。

閉 会